

第1問 答案用紙 (企業法)

(注) 解答は、この答案用紙1枚で行うこと。

問1	<p>(1) 第1に、本件保証契約が「多額の借財」(362条4項2号)に該当しないのは明らかであり、取締役会の承認手続をとる必要はない。本件保証契約で保証される債務の額1000万円は、甲会社の総資産100億円及び資本金4億8000万円に比して僅少であり、しかも取締役会規程で取締役会の承認が必要とされる保証額1億円もかなり下回っているからである。</p> <p>第2に、本件保証契約は間接取引として、甲社の取締役会の承認を受ける必要がある(356条1項3号、365条)。甲社がBの債務を保証する本件保証契約は「株式会社が取締役の債務を保証すること」(356条1項3号)に該当するからである。よって、本件保証契約を有効に締結するには、Aが、取締役会において、本件保証契約につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。</p>
	<p>(2) では、取締役会の承認を受けずに本件保証契約を締結した場合には、当該契約は無効か。取締役会の承認がない間接取引の効力については明文規定がないことから問題となる。</p> <p>356条1項3号は、取締役が会社の利益を犠牲にして自己の利益を図ることを防止する趣旨である。とするならば、同号によって守ろうとしている会社の利益を優先して、取締役会の承認を受けずになされた間接取引の効力は無効と考えるべきである。しかし、間接取引の相手方は取締役以外の第三者であり、第三者は取締役会の承認の有無を容易には認識できないから、その取引の安全を考慮する必要もある。そこで、会社は、間接取引につき取締役会の承認が得られていないことにつき第三者が悪意であることを主張・立証した場合に限り、間接取引の無効を主張できると考える。</p> <p>以上より、甲社は、取締役会の承認が得られていないことにつき乙銀行が悪意であることを主張・立証できた場合に限り、本件保証契約の無効を主張することができる。</p>
問2	<p>1 取締役A及びBに対して株主Xが提起した株主代表訴訟は「役員等の責任を追及する訴え」(847条1項・3項・5項)であり、この役員等の責任とは423条1項の役員等の任務懈怠責任であると考えられる。そして、本件保証契約の履行によって甲社に1000万円の損害が生じているから、一定の取締役は、その任務を怠ったものと推定される(423条3項)。</p> <p>2 この点、取締役Bは、本件保証契約により甲社と利益が相反する結果甲社に損害を被らせており、代表取締役Aは、取締役会の承認を受けるべきなのにそれをしないまま本件保証契約の締結を決定した結果甲社に損害を被らせているから、いずれについても任務懈怠が推定される(423条3項1号・2号)。そして、取締役会の承認を受けていない以上、任務懈怠の推定を覆す立証は不可能である。</p> <p>以上より、Xの株主代表訴訟によるA及びBに対する損害賠償の請求は、認められる。</p>

第2問 答案用紙 (企業法)

(注) 解答は、この答案用紙1枚で行うこと。

問1	<p>① 社債管理者とは、社債発行会社の委託を受けて、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うものであり(702条)、銀行、信託会社など、社債の管理につき専門的能力を有する者でなければならない(703条)。そして、社債発行会社は、各社債の金額が1億円以上の場合または社債の総額を各社債の金額の最低額で除して得た数が50を下回る場合を除き(702条ただし書、会社法施行規則169条)、社債管理者を設置しなければならない(702条本文)。小口かつ多数の社債権者が存在する社債の場合には、社債発行会社が経営困難に陥っても社債権者が自ら適切に交渉するなどして社債の管理を行うことが困難であることから、専門能力を有する者に社債を管理させる趣旨である。</p> <p>② 社債管理者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理を行う義務を負う(704条1項)。さらに、社債管理者は、社債権者に対し、善管な管理者の注意をもって社債の管理を行う義務を負う(704条2項)。社債管理委託契約の当事者は、社債管理者と社債発行会社であり、社債管理者と社債権者には委託関係がないが、社債権者を保護するために、特に社債管理者に対して義務を課す趣旨である。そして、社債管理者がこれらの義務に違反して社債権者に損害を被らせた場合には、社債権者に対して特別の損害賠償責任を負う(710条)。公平誠実義務及び善管注意義務違反を防止するとともに、社債管理者が社債発行会社に対する自己の債権の回収を優先させて、社債の回収を懈怠する危険に対処する趣旨である。</p>
問2	<p>1 社債管理者は、社債発行会社が社債の償還もしくは利息の支払を怠り、もしくは社債発行会社について支払の停止があった後又はその前3箇月以内に、当該社債管理者の債権に係る債務について社債発行会社から担保の供与又は債務の消滅に関する行為を受けたときは、当該社債管理者が誠実にすべき社債の管理を怠らなかったこと又は当該損害が当該行為によって生じたものでないことを証明したのでない限り、社債権者に対し、損害を賠償する責任を負う(710条2項1号)。</p> <p>2 本問では、社債管理者である丁銀行は、丙会社が支払いを停止する2箇月前に丙会社から追加的な担保の供与を受けている。したがって、丁銀行が誠実にすべき社債の管理を怠らなかったこと又はXの損害が追加的な担保の供与によって生じたものでないことを証明しない限り、Xは、丁銀行に対し、710条2項1号によって損害賠償責任を追及することができる。</p>